

# Q50

貯金等と満期前の割引手形に係る当該手形面記載の金額の買戻し債務との相殺は可能ですか。

## Ans.

農水産業協同組合の取引約定書によって、貯金者側に手形面記載の金額の買戻し債務を負担する旨が定められている場合<sup>(注)</sup>には、それを行使したうえで自己の有する貯金債権と当該債務を相殺することができます。

(注) 例えば、農水産業協同組合の取引約定書に「満期前の割引手形について私が前項（略）により相殺する場合には、私は手形面記載の金額の買戻し債務を負担して相殺することができるものとします。ただし、貴組合が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができません。」と規定されていることがあります。

# Q51

借入金の返済が滞っているのですが、貯金等との相殺は可能ですか。

## Ans.

借入金の返済が延滞している場合でも、相殺することは可能です。ただし、相殺に当たり、借入約定等に基づく利息や遅延損害金を請求されることがあります。実際には、その分も貯金額から差し引かれることになると思われます。

I

貯金等の保護の範囲の概要

II

貯金保険制度のあらまし

III

貯金者データ等の整備

IV

破綻時の付扱い  
貯金の取扱い

V

貯金支払時に保険金の取扱い  
貯金等の取扱い

VI

破綻処理

VII

金融危機への対応

VIII

不良債権の回収  
と責任追及